

# エコマークのシンボル使用に関する規定

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

政府機関（官公庁）、または地方自治体（都道府県庁・市区町村役場）等が、環境保全に関する普及啓発におけるシンボルとして「エコマーク」を使用する場合、もしくは特定の環境保全活動等のシンボルとして、「エコマーク」を使用する場合（以下、「シンボル使用」と言います。）については本規定によるものとします。

## 1. 使用者の範囲

シンボル使用は、原則として以下(1)の団体が自ら使用する場合に限ります。

ただし、マーク使用目的が公益性を有しエコマークにとって意義のある普及啓発や環境保全活動等であるとエコマーク事務局が判断するときは、公共団体、学校、独立行政法人や公益法人等の団体にもマーク使用を認めます。

(1) 政府機関（官公庁）、または地方自治体（都道府県庁・市区町村役場）

## 2. 使用対象行為と対象物

マーク使用は、以下に掲げる(1)の行為と(2)の対象物に限り行うことができます。

(1)環境保全に関する普及啓発や環境保全活動等に係わるものであること。その行為は、使用者主催又は後援の行事等をはじめ、講演、セミナー、展示、看板、広報誌、ウェブサイト、名刺等への使用など幅広い活動を含みますが、その主旨が「環境保全」に関連していることを確認できる場合に限ります。

(2)対象物は特に限定せず、より広い媒体へのマーク使用を認めます。ただし、配布物（例えば広報誌や印刷物など）の場合は無償のものに限ります。

## 3. 使用条件

シンボル使用にあたっては、以下のマークを使用し、かつ以下の(1)～(3)（ただし(3)は任意）に規定する文言をマーク近傍に添えてください。（以下の使用例を参照ください。）なお、過去にシンボル使用をしたことがある使用者は、マーク上段に「ちきゅうにやさしい」を添えるタイプのマークを使うこともできます。



(1)マーク使用者名（政府機関名、または地方自治体名等）

(2)下記の文言のいずれか、もしくは環境保全に関する普及啓発や環境保全活動等であることを示す内容のもので「エコマーク」を含む文言。

「環境保全に関する普及啓発のシンボルとして、エコマークを使用しています」

「環境保全活動を推進するシンボルとして、エコマークを使用しています」

「エコマーク商品などの環境配慮製品の調達、購入を推進しています」

(3)以下の①または②に該当する場合は、任意で各々の文言を表示することもできます。

① マークを使用する対象物がエコマーク認定商品の場合に追記できる文言例

「この〇〇〇はエコマーク認定商品です。認定番号第〇〇〇〇〇〇〇〇号」

② マークを使用する対象物の一部にエコマーク認定商品を使用している場合に追記できる文言例

「この〇〇〇にはエコマーク認定の〇〇〇（素材名などを挿入。例：印刷用紙、印刷インキ、生地など）を使用しています。」

(使用例)



〇〇〇は、  
環境保全に関する普及啓発の  
シンボルとして、  
エコマークを使用しています



〇〇〇市は、  
市民・企業との協働による  
環境保全活動を推進する  
シンボルとして、  
エコマークを使用しています



〇〇〇県は、エコマーク商品などの環境配慮製品の調達、購入を推進しています。  
この〇〇〇はエコマーク認定商品です。認定番号第〇〇〇〇〇〇〇〇号

#### 4. 使用期間と使用料

マーク使用期間は承認通知書に記載の承認日から使用期限日までの最長1年間です。

なお、再度の申し込みにより継続使用ができます。

この使用期間とは、例えばマーク使用対象物が無償配布の広報誌等である場合、申込時の仕様に基づく印刷（増刷を含む）とその配布を行うことのできる期間です。

本規定によるマーク使用料は無料です。ただし、「エコマーク」は当協会の登録商標です。許可なく無断で使用することはできません。

#### 5. 使用手続きと使用状況一覧の公表

マーク使用を希望する場合は、所定の申込書にマーク使用方法（イメージ図）等の資料を添えて、エコマーク事務局宛てにお申し込みください（郵送、FAX またはメール）。申込受理から結果通知までは約1週間程度です。結果は書面にて申込者宛て個別に通知します。

承認の場合はマーク使用者やマーク対象物などを掲載した使用状況一覧をエコマークホームページ等で公表します。

#### 6. 使用者登録制度

使用頻度の高い使用者に対し、申込手続きを簡素化し、本規定の効率的かつ効果的な運用を図るため、以下のとおり「使用者登録制度」を設けます。なお、使用者登録リストはエコマークホームページ等で公表します。

##### (1) 使用者登録制度

使用者登録を認められた団体は、登録の使用者「団体」が自ら使用するもので、かつ対象物が「環境保全」に関連する無償配布の広報誌（印刷物）等である場合に限り、本規定に定める事前申込を行う代わりに定期的にマーク使用実績を事後報告することで、マーク使用が認められます。

##### (2) 登録条件

以下の①～③全てを満たす団体から登録の申し出があり、かつ適正なマーク使用が見込まれる団体について、エコマーク事務局が事前確認のうえ登録を認めます。

① 使用頻度

概ね2ヶ月に1度以上のマーク使用頻度（予定）があること

② 使用実績

過去6ヶ月間にマーク使用実績があり、かつ適正なマーク使用がなされていること

③ 窓口の一元化

団体の窓口を特定の1部署（担当者）に限定したうえで、かつその部署（担当者）が団体において、常時、マーク使用に関し別途定める要請事項に基づく適正な指導・管理を行うことが見込まれること。

(3) 登録期限

登録期間は2年間とします。なお、再申込による更新もできます。ただし、誤使用や不適正なマーク使用等の事実が判明した場合は、登録期間中であっても登録の取消し、またはマーク使用を停止することがあります。

7. シンボル使用に関わる権利

エコマークのシンボル使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。

8. 実施日

本規定は、1989年1月30日から実施します。

本規定は、1997年10月13日から改定実施します。

本規定は、2004年10月1日から改定実施します。

本規定は、2011年7月1日から改定実施します。

本規定は、2013年4月1日から改定実施します。

本規定は、2020年8月11日から改定実施します。

以上